

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく

神戸市分別収集計画

(令和8年度～令和12年度)

1. 計画策定の意義

本市では、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、循環型社会の実現に向けて、分別の徹底とさらなるごみの減量・資源化を推進するため、平成20年11月から「家庭ごみの指定袋制度」、「大型ごみの申告有料収集」、平成23年4月から「容器包装プラスチックの分別収集」といった施策を導入している。

さらに、プラスチック資源循環を促進する「つめかえパックリサイクル事業」や地域と一緒にリサイクルを推進する「エコノバ（資源回収ステーション）」の運営、ペットボトルのボトル to ボトルリサイクルの水平リサイクルなどまわり続けるリサイクルの取組みを推進している。

そして、本計画はこのような状況のなか、「容器包装リサイクル法」第8条に基づいて、一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

2. 基本的な方向

本計画は、『「もったいない」で、ひと・まち・資源が、つながる・まわりつづける』を基本理念とする「神戸市一般廃棄物処理基本計画」における基本方針に則し、これまでの分別収集の実績を勘案し策定した。

持続可能な循環型社会の実現を目指し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、人口減少・超高齢社会等の社会情勢に対応しながらさまざまな施策を展開していく。

施策の展開にあたっては、可能な限り、ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）を進め、次に再生利用（リサイクル）を進めるという3Rの考え方に基づいて、市民・事業者・行政の三者が「ごみの減量・資源化」を推進する。

取組の順序についてはまず、「そもそもごみとして排出されるものを減らす」2R（リデュース・リユース）の取組を優先していく。

次に、資源化においても質の高いまわり続けるリサイクルを推進していく。

そして、継続的な啓発に努めるとともに、若者から高齢者まで、従来から居住している人から転居してきた人（共同住宅（マンション）入居者、外国人など）まで、全ての市民・事業者がごみに関して理解を深め、行動変容を促す情報をそれぞれに即した内容で効果的に発信し、施策を推進していく。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、他のプラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

(単位: t)

	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
容器包装廃棄物	82,295	81,797	81,240	80,632	80,008
品目内訳	主としてスチール製の容器	1,625	1,615	1,604	1,592
	主としてアルミニウム製の容器	2,713	2,697	2,678	2,658
	主として無色のガラス製容器	3,919	3,895	3,869	3,840
	主として茶色のガラス製容器	2,178	2,165	2,150	2,134
	主としてその他の色のガラス製容器	1,549	1,539	1,529	1,517
	主として紙製の容器包装であつて、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	2,295	2,281	2,266	2,249
	主として段ボール製の容器	16,565	16,465	16,353	16,230
	主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	11,434	11,365	11,287	11,203
	主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であつて飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	7,354	7,310	7,260	7,206
	主としてプラスチック製の容器包装であつて上記 PET 以外のもの	32,663	32,465	32,244	32,003
製品プラスチック		8,042	7,993	7,938	7,879
					7,818

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

排出抑制のためには、市民・事業者の自主的な取り組みが重要であり、市としては支援策として、引き続き以下の施策を進める。

対象	支援策
市民	<ul style="list-style-type: none"> 「エコタウンまちづくり」の推進 「ふれあいごみスクール」などの体験型学習、K O B E こどもエコクラブ事業、こうべエコちゃれゼミの実施、神戸こどもエコチャレンジ21俱楽部への支援など、環境教育・環境学習の充実 クリーンセンターでのごみ学習プログラムの充実 資源集団回収活動助成制度の継続 資源紙出しやすさの向上のための取り組み 一斉クリーン作戦の実施 優良クリーンステーション顕彰 家庭系ごみの指定袋制度 大型ごみの申告有料収集 資源回収拠点・リユース拠点の周知 まわり続けるリサイクルの推進 地域の回収拠点「エコノバ（資源回収ステーション）」の整備 つめかえパックリサイクルプロジェクトの推進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 店頭回収の推進 大規模事業所への減量資源化指導 大規模事業所廃棄物管理責任者研修会の開催
広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から出るごみと資源の分け方・出し方「ワケトンブック」、ルールチラシ、「広報紙K O B E」など各種広報媒体の活用 市ホームページにおけるごみ分別検索等の機能強化 啓発動画を作成し、S N S などで情報発信 アプリによる分別・収集日等の案内（LINE、5374（ごみなし）神戸版等） ごみと資源分別徹底キャラクター「ワケトン」を活用した啓発 「出前トーク」などによる市民との直接対話 クリーンセンター、エコエコひろば等における環境教育・啓発 リサイクル工房における2 Rを中心とした啓発

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

市が分別収集するものについては、次表の区分で行う。

また、集団回収によるものについては、スチール缶、アルミ缶、牛乳パック、段ボール等の区分で、店頭回収によるものについては、スチール缶、アルミ缶、ガラスびん、ペットボトル、トレイ及び牛乳パック等の区分で回収する。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
		令和8年度～12年度
缶	主としてスチール製の容器	
	主としてアルミニウム製の容器	
びん	主として無色のガラス製容器	缶・びん・ペットボトル (袋混合収集)
	主として茶色のガラス製容器	
	主としてその他の色のガラス製容器	
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆを充てん するためのもの	容器包装プラスチック (袋収集)
	主としてプラスチック製の容器包装であって 上記 PET 以外のもの	

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	R 8		R 9		R 10		R 11		R 12	
主としてスチール製の容器	1,339		1,331		1,322		1,312		1,302	
主としてアルミニウム製の容器	2,550		2,534		2,517		2,498		2,478	
主として無色のガラス製容器	1,884		1,872		1,859		1,844		1,829	
	指定法人 259	別ルート 1,625	指定法人 259	別ルート 1,613	指定法人 259	別ルート 1,600	指定法人 259	別ルート 1,585	指定法人 259	別ルート 1,570
主として茶色のガラス製容器	1,465		1,456		1,447		1,436		1,426	
	指定法人 310	別ルート 1,155	指定法人 310	別ルート 1,146	指定法人 310	別ルート 1,137	指定法人 310	別ルート 1,126	指定法人 310	別ルート 1,116
主としてその他の色のガラス製容器	1,406		1,397		1,388		1,378		1,367	
	指定法人 261	別ルート 1,145	指定法人 261	別ルート 1,136	指定法人 261	別ルート 1,127	指定法人 261	別ルート 1,117	指定法人 261	別ルート 1,106
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されていいるものを除く。）	311		309		307		305		302	
主として段ボール製の容器	12,221		12,146		12,063		11,973		11,880	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	4,101		4,076		4,048		4,018		3,987	
	指定法人 0	別ルート 4,101	指定法人 0	別ルート 4,076	指定法人 0	別ルート 4,048	指定法人 0	別ルート 4,018	指定法人 0	別ルート 3,987
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	6,515		6,476		6,431		6,384		6,334	
	指定法人 2,000	別ルート 4,515	指定法人 1,988	別ルート 4,488	指定法人 1,974	別ルート 4,457	指定法人 1,960	別ルート 4,424	指定法人 1,944	別ルート 4,390
主としてプラスチック製の容器包装であって上記 PET 以外のもの	8,146		8,097		8,041		7,981		7,919	
	指定法人 7,753	別ルート 393	指定法人 7,706	別ルート 391	指定法人 7,653	別ルート 388	指定法人 7,596	別ルート 385	指定法人 7,537	別ルート 382
（うち白色トレイ）	188		187		186		184		183	
	指定法人 0	別ルート 188	指定法人 0	別ルート 187	指定法人 0	別ルート 186	指定法人 0	別ルート 184	指定法人 0	別ルート 183
計	40,282		40,035		39,763		39,465		39,159	
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	0		0		0		0		0	
	指定法人 0	別ルート 0								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1,480,739人 (対前年度比) 99.4%	1,471,675人 (対前年度比) 99.4%	1,461,630人 (対前年度比) 99.3%	1,450,730人 (対前年度比) 99.3%	1,439,511人 (対前年度比) 99.2%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類に応じ、下表のとおり分別収集を実施する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管
缶	主としてスチール製の容器	缶・びん・ペットボトル	市による定期収集	民間事業者に委託
	主としてアルミニウム製の容器			
びん	主として無色のガラス製容器		住民団体による集団回収	民間事業者
	主として茶色のガラス製容器			
	主としてその他の色のガラス製容器		事業者による店頭回収	
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	容器包装プラスチック	市による定期収集	民間事業者に委託
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記PET以外のもの		事業者による店頭回収	
紙	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	牛乳パック	住民団体による集団回収 公共施設拠点回収 事業者による店頭回収	民間事業者
	主として段ボール製の容器	段ボール	住民団体による集団回収 事業者による店頭回収	民間事業者
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	住民団体による集団回収	民間事業者

1.1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・びん・ペットボトルを選別する施設として、資源リサイクルセンターを運営する。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器				
主としてアルミニウム製の容器				
主として無色のガラス製容器				
主として茶色のガラス製容器				
主としてその他の色のガラス製容器				
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょゆを充てんするためのもの	缶・びん・ペットボトル	指定袋	2tパッカー車 又は ミニダンプ車	資源リサイクルセンター(選別・圧縮施設)
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	牛乳パック	ひもでくくる プラスチックコンテナなど	集団回収による収集 公共施設拠点回収による収集 店頭回収による収集	民間事業者
主として段ボール製の容器	段ボール	ひもでくくる	集団回収による収集 店頭回収による収集	民間事業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	ひもでくくる	集団回収による収集	民間事業者
主としてプラスチック製の容器包装であって上記PET以外のもの	容器包装プラスチック	指定袋	2tパッカー車 又は ミニダンプ車	民間事業者に委託

(資源リサイクルセンターの概要)

- 稼動開始 平成16年6月
- 所在地 神戸市西区見津が丘1丁目9 (神戸複合産業団地内)
- 処理内容 缶、びん、ペットボトル自動選別(一部手選別)・圧縮
- 処理能力 90t/日